

朝鮮江華島本李朝實錄寫眞

京都文科大學所藏

これ現存朝鮮李朝實錄の原本たる舊江華島史庫本の一部なり。李朝實錄はもと謄本にして、稿本を春秋館に藏し、別に三部を寫して忠州、星州全州三所の史庫（史閣又實錄閣ともいふ）に分藏せしが、活字の鑄造ありてより後、漸く活刷に付せらる。壬辰の役、全州本獨り免るゝことを得しかば、宣祖これに據りて更に三部を印刷し、草本を五臺山史庫に、他の三部は春秋館及び太白山、妙香山（後、赤裳山に移す）の史庫に分置し、原本はこれを江華島の史庫に收藏せり。現に朝鮮總督府の書庫に架藏せらるゝもの是なり。こゝに撮寫せる世宗實錄は文宗、端宗の二代に亘りて編修せられ、世祖の十一年、梁誠之上疏に基き、新鑄の小活字を用ゐて印刷せられしにて、活字本實錄中最古のもの、一なり。これを見るに、長さ一尺八寸、幅一尺五寸、毎紙保存に便せんが爲めに蠟油を塗り、宛然羊皮の如し。此寫眞の稍鮮明を缺くは已むを得ざるなり。【三浦】

世宗憲皇帝實錄卷第三

二十五年春正月丙午朔日恭有珥

臣等仰體御仁政殿受群臣朝賀僧徒回國使人

軍餉等物 上以冕服率群臣詣 上殿行賀禮

議政府啓 恭紀今在父服不宜進寺帕子蓋康宮

省於我至是 恭紀亦款表果于 兩殿 上遣人以

上壽幣 上王宗親議政府參贊六曹判書以上及大

起舞群臣以次上壽遂舞爭進聯句 上王有曰天

祥臣醉益欲焉歡極夜深乃罷當宴 上王語至思

省勤雖好且歌詞不致間也思誠等曰 上旨允當

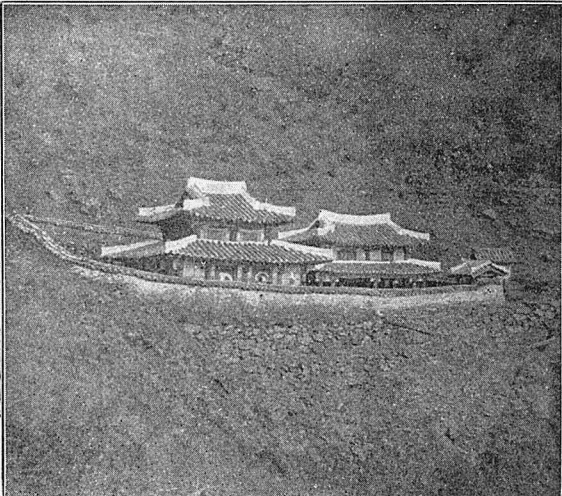
後殿有學調有誤調高權忠憲王頗好淫聲與舞幸在後殿作新聲

調以自娛時人

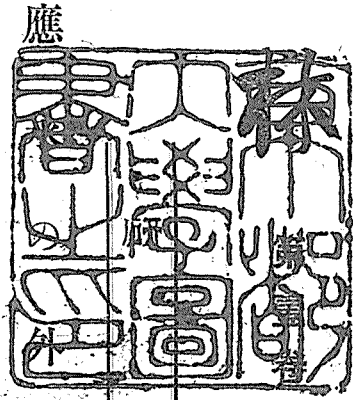
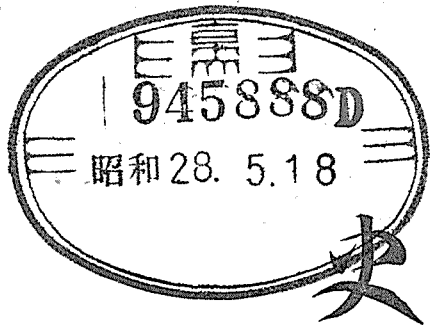
謂之非獨其詞調亦不可用○丁未日冠有珥○上御經筵○杖任龜牛

○上御經筵○杖任龜牛

○上御經筵○杖任龜牛



世宗憲皇帝實錄卷第三
二十五年春正月丙午朔日恭有珥
臣等仰體御仁政殿受群臣朝賀僧徒回國使人
軍餉等物 上以冕服率群臣詣 上殿行賀禮
議政府啓 恭紀今在父服不宜進寺帕子蓋康宮
省於我至是 恭紀亦款表果于 兩殿 上遣人以
上壽幣 上王宗親議政府參贊六曹判書以上及大
起舞群臣以次上壽遂舞爭進聯句 上王有曰天
祥臣醉益欲焉歡極夜深乃罷當宴 上王語至思
省勤雖好且歌詞不致間也思誠等曰 上旨允當
後殿有學調有誤調高權忠憲王頗好淫聲與舞幸在後殿作新聲
調以自娛時人
謂之非獨其詞調亦不可用○丁未日冠有珥○上御經筵○杖任龜牛
○上御經筵○杖任龜牛
○上御經筵○杖任龜牛



第壹號

大正五年一月一日發行

寇 究

文學博士 三浦周行

緒言

應永二十六年の外寇は蒙古朝鮮南蠻の聯合軍なりしやに傳へられ其侵入地點の對馬一島に止まりしとはいへ國史にあつては文永弘安以來の一大外難なりきと稱せらる。されば大正四年十一月十日今上陛下即位の大禮を行はせらるゝに當り、天恩枯骨に及びて、宗貞茂に従四位を贈り給ひ、當年の對馬國守護たりし彼れが外寇擊攘の偉勳に對する追賞なりと發表せられたり。然れども史的考證の見地よりすれば、古

來此外寇程曖昧模糊として捕捉し難きものは少なからん。來寇者の何國人なりや、防戦者の何人なりやも實は定説を缺けるなり。來寇の理由に至つては殆んど窺ひ知るべからず。又其年月について少くとも兩説あり。交戦の事實亦異説なしとせず。要するに疑の雲に掩はれつゝある一種の史疑なりと謂ふべし。

されどこは日本側の史料を主として觀たる場合なり。若しこれを排して専ら朝鮮側の史料に據るとせんか、諛聞瑣錄、國朝寶鑑、燃藜室記述等諸書の記事は比較的に條理貫通して疑問を容るゝの餘地少なし。唯事實の性質上、自他に關係を有するが故に、輕しく一方に偏聽し難きものありて、疑問は尙ほ疑問として存するなり。余輩中世史を講じて應永の外寇に至る毎に、深く明快なる説明を下すに由なきを憾みとせり。然るに先きに朝鮮に赴いて朝鮮總督府所藏の圖書を閲覽するの機會を得たりしを以て、李朝實錄以下關係史料の記事を採撫し、是を日本側のそれと参照せしに、互に相啓發し裨補するところ頗る多く、略事實の真相を窺ひ得たるを覺ゆ。故に次下項を分つて彼我史料の異同を對照し、周圍の事情と前後の史實とに徴してこれが批判を下さんとす。而して朝鮮史料中李朝實錄最も詳審にして憑據となすに足れば今は多く同書を引用することゝせん。

一 來 寇 者

應永の外寇については先決問題として來寇者の何國人たりやを決せざるべからず。然るに日本側の史料は看聞日記應永二十六年八月十三日の條に收めたる探題持範の註進狀畏言上ともいふ及び其系統を引ける多くの史料の如く蒙古、高麗の聯合軍なりといふもあれば、これに南蠻を加へて三國の兵船の來寇なりといふもあり、又單に蒙古或は韃靼若しくは高麗なりといふもあるなり。就中蒙古の來寇となすもの最も多きを占め、宗氏の呈譜に據りし寛永諸家系圖傳すら尙ほ蒙古兵船の來襲を説けり。

日本側の史料に於て根本史料たるものは伏見宮貞成親王(後崇光院)の看聞日記とす。されど同親王は常に伏見にましくて、京都よりの消息を傳聞のまゝ筆に上せられたるものなれば、自ら錯誤を生じ易き嫌なしとせず、而して蒙古、高麗、南蠻來寇説の根據は實に同書にあり。同書應永二十六年五月二十三日の條に、抑只今聞、大唐國南蠻高麗等日本ニ可責來云々、自高麗告申云々、室町殿御仰天、但神國有何事乎、と見ゆるもの是なり。されど南蠻の事は本條以外に見わざるを以て、姑くこれを措き、蒙古と高麗

この聯合來寇説について考査せんに、學者の間自ら兩説あり、これを肯定するものは探題持範の註進狀に蒙古の語あると、韓人の我れに寇するに、常に他國に因れる先例を擧げて、朝鮮が支那を失へるも尙ほ其故地に雄視したりし蒙古を煽動慫慂して我れを侵せるものならんといひ、(伏敵篇)これを否定するものは、朝鮮の記録が一も蒙古と聯合せし記事を載せざると共に、是より先、明の蒙古を征せし時に朝鮮はこれを助けしこともあれば、當時蒙古の阿魯臺は明に服従せしかど、朝鮮がこれを聯合して日本を侵すべき筈なく、蒙古にも其徵證なしといへり。(朝鮮近世史)

此兩説を對照するものは何人も肯定説が想像に基く外、何等の旁證なきを認むべし。これ論者の自ら告白するところなり。假りに探題持範註進狀を准據すべしとするも、其文中に蒙古の文字ありたればとて、他の確證もなきに、これを肯定するは大早計と謂はざるべからず。况んや同書の史的價値の批議すべきものあるに於てをや、余輩も亦初めは竹崎季長繪卷に蒙古人と高麗人とを區別せるものあるを見て、縦し蒙古人ならずとも、朝鮮北方の野人などの軍に加はれるを認めて蒙古といへるにあらざるかを疑へり。然れどもこれに關する朝鮮側の記録は餘りに鮮明にして斯る疑問を挾むべき餘地なきを知れり。これに據れば此外寇は否定論者の説くが如く、朝鮮のみ

の來寇にして、蒙古南蠻の何れも全然沒交渉の事なりとせざるべからず。されば享保十年對馬藩士松浦允任撰朝鮮通交大紀には朝鮮の來寇とし、宗家の呈譜に據れる寛政重修諸家譜も亦同じく朝鮮のみの入寇と改めたるを見る。

一 來寇の原因

蒙古や南蠻は對馬の入寇に對して適當なる口實を有せざるも、朝鮮は然らず。今朝鮮側の史料に據りてこれが遠因及び近因を説かんに、

一遠因 對馬を伐つの舉は應永以前高麗も朝鮮もこれを試みしことあり、これ皆對馬を以て倭寇の巢窟なりと認めたりしに依るなり。朝鮮の倭寇の事を記するもの概ね其初度の來寇を庚寅以來と爲す。庚寅とは高麗忠定王の二年にして、同年二月、倭寇が其固城竹林巨濟等を襲ひしをいふ。倭寇の來襲は決して此時に始まれるにあらず。雖ども、これより以來、濱海の州郡は年と共に其侵掠を蒙り、就中半島中最沃壤にして魚鹽牧畜の利に富める三南地方も荒廢を來し、地方よりする漕運は通せず。倉廩は枯渴して官吏の俸給を支給すること能はず。高麗辛禑王の六年八月の如き、其害最も甚しく、三道沿海の地蕭然として一空すと稱せらる。これ一は其防備の缺陷に乗せ

られしなり、恭愍王の十九年(我建徳元年)明太祖は高麗が國內に倭寇に備ふる城郭なく兵備なしと聞きて注意を與へしことあり。其武力を以て敵すべからずと見るや、弘安以來百年交を絶ち來りしにも拘らず、恭愍王の十六年(我正平二十二年)高麗萬戶金龍を日本に遣して海寇を禁せんことを請ひしも、廷議返牒を送られざるに決せり。辛禰王の元年(我天授元年)には其臣羅興儒が自ら日本に使用して成ぎを行はんとこの請を聽して通信使となし日本に遣し、幕府は間牒と看做して一時これを拘留し、翌年遂に使命を果たさずして空しく本國に還るの已むを得ざるに至らしめたり。辛禰王の三年(我天授三年)更に判典客寺事安吉常を日本に遣し、彼れは日本に至りて客死したりしかば、前大司成鄭夢周を遣して重ねて海寇の禁止を請はしめたり。

朝鮮をして對馬が是等の倭寇の根據地なりと思はしめたりしは故なきにあらず。對馬は我朝鮮及び明に至るべき要衝に當り、其海賊と貿易とを問はず、必ずこゝに赴きて薪水の供給を仰ぎしは事實なり。我朝鮮に至るもの宗家の文引を要することゝならざる以前に於ても、宗家と朝鮮との特殊なる關係を利用して其使節を粧ひ若しくは宗家の行狀を齎らして貿易を營み、又變じて寇盜をなし、もあり。高麗辛禰王三年三月慶尙道元帥忠仁烈が倭寇の對馬より海を蔽うて來り帆檣相望むこの報告を

なせるはこれを證すべし。朝鮮をして此輩爾たる一島をだに略取せば、倭寇の巢窟を覆し得べしとの所信を生せしめしも故なしとせず。加之何時の頃よりか、對馬は本朝鮮の屬島なりしを、阻僻隘陋の地たるより日本人の占據するに任せたりと思はしめたり。高麗史に據れば、恭愍王十七年七月對馬國萬戶が使を遣して土物を獻せしことあり。此萬戶は十一月對馬島萬戶崇宗慶遣使來朝賜宗慶米一千石とある。宗慶なりと知らる。宗慶は名は經茂、寬政重修諸家譜に、正平年中始めて對馬の法制を定め、從來國政は少貳氏に聽きしを改めて自ら専らにせりと見ゆ。然れば高麗の官職を受け其賜與を仰ぎしことありたるなり。宗貞茂の如きは朝鮮太宗王の七年(我應永十四年)部下を率ゐて茂陵島に移らんことを請へりといふ。太宗實錄然れども其屬島なりとの明文は應永來寇の前後に現れたり。

世宗元年六月上王たりし太宗が兵曹判書趙末生をして宗貞盛に致さしめたる書中に、對馬爲島隸於慶尙道之雞林本是我國之地載在文籍昭然可考第以其地甚小又在海中阻於往來民不居焉於是倭奴之黜於其國而無所歸者咸來投集以爲窟穴といへるが如き其一例なり(世宗實錄)是に於て平和的解決の望なきを見ては、一舉に覆滅を期せんとの説をも生じたり。辛禰王の十三年(我元中四年八月)鄭地が上書して對馬壹岐

の二島を征せんことを請ひしも、亦日本が舉國寇をなすにあらずして、其叛民が二島に分據して入寇するものなれば、大舉して其巢穴を覆さば、永く邊患を除き得べく、當時高麗の水軍は弘安度の蒙漢兵の舟楫に習はざりし比にあらざれば、風に順つて行かんに、二島は一舉にして滅ぼすべしとの確信に基きしなり。此議は容れられざりしも、彼れの始めて造りし戰艦は倭寇を制するに大効ありしと稱せらる。而して征對の第一着手として行はれしは恭讓王の元年(我元中六年)二月慶尙道元帥朴葳が兵船一百艘を以て對馬を伐ちし時なりとす。當時彼れは火を縦つて船三百艘を焼き、民屋亦殆んど盡きたりしが、元帥金宗衍、崔七夕、朴子安等相繼で至り、朝鮮の民の虜にせられて島内にありしもの百餘人を搜し還れりといふ。されど其實は盧舍舟楫を燒きて還りしのみにて、俘獲はなかりしといふ。

朝鮮の太祖王は倭寇征戰の功に依りて名を揚げしだけ、最も其恐るべきを知れるものゝ如く、嘗て國家所患莫甚於倭といへりといふ。(太祖實錄)されば一面沿海の鎮戍を嚴にして倭寇に備ふると共に、他面其來附を獎勵してこれを懷柔し、又外交手段に依りて日本と和好を修せんと試み、屢々九州探題今川了俊と折衝するところあり。六年(我應永四年)五月前司宰少監朴仁貴を對馬に遣して門下左政丞趙浚の書を宗氏に

致さしめしが、其中に庚寅以來、對馬壹岐兩島無賴の徒の相聚つて邊境を侵すを述べて、惟我主上即位憫念吾民無辜被害、志欲殄滅頑兇、拯濟邊民、命沿海州郡修葺戰艦、刻日以行、といひ、又十二月西國の重鎮大内義弘に答ふる書に、壹岐對馬兩島之民、恣行狡猾、不遵禁令、侵擾我疆、以梗兩國和好之意、亦且遠犯中國之境、天下皆謂之島賊、故我水軍將士靡不憤惋、再三申請大備戰艦、將欲往問厥罪、掃清海島、永絕亂源、應永五年通信官朴悖之が太祖王の命を承けて日本に使し、足利義滿に説きしところも亦同じといへるを見れば、縦ひ威嚇の疑あるにもせよ、太祖王の時亦征對の議なきにあらざりしが如し。これを朝鮮征討の遠因となす。

二近因 平和に眷々たりし朝鮮は出來得る限り外交手段に訴へて倭寇の禁絶の目的を達せんとし、了俊義弘等に向つて其力を禁賊に盡さんことを望んで已まず、宗家にさへこれを囑請するに至れり。我邊民の海寇を禁じて交隣の誼を敦うするに意ありし將軍義滿は南北合一後、方を外に延ばすことゝなり、命を今川大内諸氏に與へて海賊の討伐に當らしめたりしが、今川了俊の應永二年朝鮮に答ふる書に據れば、舊日に比して十の八九を減少せりといふ。太祖實錄然れども際涯なき海上に於ける海賊の掃蕩は決して容易の業にあらず。前記了俊の書にも、其困難を陳じて海中寇賊以

舟爲家從風、便無着落之處、(中略)諺云、賊是小人、智是過君子、彼所計謀之智略、雖云聖賢、或有未及之處、といへり。將軍義滿の如きも先きに羅興儒の來りし時は九州の頑民が覺を觀て出で寇するものにて我爲すどころにあらすと辯じて、自家の勢力の圏外にあるを告白せしことあり。而してこゝに注意すべきは我れも亦對馬及び壹岐が倭寇の根據なりといふ朝鮮の斷定に裏書したりし事なり。前記了俊の書に、蒙諭禁賊之事、罄力於壹岐對馬已久矣、といへるが如き是なり。故に太祖王の七年(我應永五年)朴惇之將軍に謁して壹岐對馬の賊を討たんことを求めし時にも、大將軍以兵甲之精號令之、嚴豈不能制三島之賊、以雪隣國之耻、惟大將軍以爲如何、と説けりといふ(太祖實錄)これに據れば此二島はさながら我版圖以外に立てるものに似たらずや。

倭寇の來寇を絶つに急なりし朝鮮は將軍(日本國王)にも、諸大名(諸鎮)にも、請ふがまゝに大藏經を頒ち、寺刹の銅鐘等を盡くしてこれに興へ、不利を忍んで貿易を許し、これに官職を授け、米豆を給する等、百方其歡心を結ぶに汲々たりき。然れども倭寇の去來常なく、兵備あるどころには通商を營み、兵備なきところには侵奪を行ふ。對馬島人の如き通商の利意に副はざれば去つて寇盜をなさんと公言するものあるに至り、朝鮮をして不斷の危懼を抱かしたり。特に倭寇の挑梁跋扈を甚しからしめたりと思

はるゝ出來事は義滿の薨去なりとす。彼れは外交の假面を被りて貿易の利を占めんとせるものにして、目的の爲めには手段を撰ばず、明に對して臣と稱し其正朔を奉ずると共に、極力我海寇を禁じて其忠誠を示すに力めたり。故に彼れの治世に當つて幾分か倭寇の暴威を滅殺し緩和するを得たりしは明及び朝鮮の徳とするところにてありき。然るに義滿の後繼者たる義持は此屈辱的外交を撤廢して明と絶ちし爲め、海賊の取締も自ら昔日の如くならずして、復其境に寇するものあるに至れり。是に於て明の成宗は日本を征するの意あることを朝鮮に告げて豫めこれに備へしめしことあり。(太宗實錄十三年三月己亥の條)太宗王の如きも夙に將軍の威諸國に行はれずして海寇を禁するに足らざるを知り、對馬を伐つて賊徒を勦滅するの意ありしが如く、嘗て其左右に向つて叢爾島夷一舉可殲、特重動民而隱忍耳と語れりといふ。(太宗實錄十四年七月壬午の條)

太宗王の十七年(我應永二十六年)王は位を世宗王に讓れり。是歲正月明人の倭寇に擄にせられしもの逃れて朝鮮に至り、倭寇が戰艦を造り三月を以て明の沿岸を侵さんとするの情報を傳へたり。五月倭寇三十二艘、庇仁縣の都豆音串に到りて兵船を焼き、進んで庇仁縣城を圍んで、城外の民家を擄掠し、十一日又船三十八艘を以て海州の

延平串に至り、助戰節制使李思儉、萬戶李德生の兵船を圍み、明に向ふの糧を贈らしめて漸く解き去れり。是に於て太宗、世宗の両王は其臣を召して東征を議せしに、多數は賊の歸途を要するを可とせしも、趙末生獨り對馬の虛に乗じて伐つの利を説き、太宗王は此機に掃蕩せずして其侵擾に任せたらんには、漢の匈奴に辱めらるゝに異らずとて、こゝに戰略を決し、先づ彼れの虛に乗じて對馬を攻め、其妻孥を取つて巨濟島に引班し、こゝに敵の歸路を邀撃して其船を燒拂ひ、貿易の爲めに來れるもの其他の碇船者も皆悉く拘留すべく、命に逆らうものはこれを斬り、又後日の患を絶つ爲め、弱を示すべからずと令せり。唯九州の倭人に對しては相誠めて拘留驚動すること勿らしめたり。

これを以て觀れば、朝鮮の對馬を攻めしは其兵船の大擧して明を侵せる虛に乗せるものなるも、其由來は久しき以前にあり。朝鮮は倭寇に對する平和の手段の到底永遠の大計にあらざるを知らざるにあらず。征討の議屢出でしかど、未だこれを斷行するに至らざりしが、太宗王の勇決果斷に依りて遂に其實行を見たりしなり。これを其前後の經過より考ふれば、極めて自然の成行にして、誇張虛構の跡を見出だすこと能はず。加之、倭寇が六月朝鮮より進んで明の金州衛、金線島、西北の望海塙を圍み、遼東總

兵督劉江の爲めに邀撃せられて敗績せしことは、明史紀事本末、從征錄、明政統宗、圖書編等の諸書に見わたり。これ七月倭寇の船三十餘艘（圖書編に二十舟に作る）を以て明の境を侵し、も敗れて生還するもの十餘艘、每船三四十人を載せ糧盡き飢餓に瀕しながら僅に還れりとの柳廷顯よりの情報と相一致せり。世宗實錄此點よりするも朝鮮側の記述の信憑するに足るを思料せしむ。

三 錯 誤 の 動 機

然らば何が故に我れにあつては蒙古、高麗、南蠻の來寇説を生じたりしや、そは當時朝鮮よりの通報に基くとするも、其間多少の根抵なくんばあるべからず。朝鮮側の史料は無論これについて何等のいふどころなきも、既に朝鮮の獨力征討なりと明記する以上、事實に於て否定せるなり。余輩も亦これを裏書するに躊躇せざると共に、其所謂蒙古は明を指していへるものとなすなり。看聞日記を見るに、大唐國、南蠻、高麗といひ、應永廿六年六月廿三日の條、大唐蜂起といひ、同月廿五日の條、又唐人襲來云々、唐船數多破損云々といふの類、同八月十一日の條、皆我れに於て古來支那を稱するの常套語を用ゐたり。而して七月廿日の條に唐人襲來、既付薩摩之地云々といへるを、同廿四

日の條に、薩摩に付異賊蒙古云々といへるは、唐人も蒙古も全く同一人の稱なりと知られたり。探題持範の註進狀に蒙古とあるもの亦唐人といふと同じく、共に明人を意味すべし。高麗が亡びてより後三十年に近きに、尙ほ朝鮮を指して高麗と稱するを見て怪まざる我史家が、元の滅亡後五十年なるの故を以て、我史料の支那を明といはずして蒙古といふを疑ふといはゞ、甚だ不徹底の誠を免れじ。矧して文永、弘安の外寇以來蒙古、高麗の聯稱は最も深刻なる印象を我國民上下に與へつゝありしに於てをや。

應永の外寇には直接間接に明の參加せし事實を認むべからず。朝鮮は倭寇の膺懲に當りて明の援助を受くるは決して望ましき事ならずとせず。されど彼れは心に欲するも口にし難き弱點を有す。朝鮮は倭寇に對して懷柔主義を取り、又將軍及び諸大名の力を假りて其來寇を絶たん爲め、使節の往來絶ゆることなかりしなり。而かも其宗主國たる明に向つては咎を蒙らんことを恐れて百方此事實を掩蔽せんと方め。其極明人の我れより逃れて朝鮮に至りしものゝ歸るを遮らんとし甚しきに至つてはこれを留めて其資稟を厚うし奴婢を給し妻を娶らしめ職を授けて久しく朝鮮に居る間に漸く懷郷の情を忘れしめんとせることさへあり。太宗王の時、朝鮮の奏聞使李玄が明に入朝せしに、是より先き、明の使の日本より歸りて朝鮮の使臣先づ日本にあ

りしを告げし爲め不首尾となりて、賞賜は日本の使より薄く、且つ其下位に列せしめ、剩へ明が日本に諭して朝鮮を挾攻せんとの説さへ生ずるに至りし事あり。(太宗實錄 五年十二月丁酉の條)されば倭寇の事たるを否とを問はず、苟くも日本と交通せる事實の明に知られん機會を興ふることは朝鮮の絶對に忌避するところにてありき。太宗王の九年我應永十六年三月慶尙道水軍僉節制使金乙雨が明より來れる倭船二艘を捕へて其人を殺し貨物を收めし時、太宗王は兼ねて倭寇の明より還つて朝鮮に向へるものあらばこれを捕致すべしとの明帝の命令を思合せて、其沒收せる兵器を獻せんごしたりしが、其大臣の明が日本を攻めんとして朝鮮に助征を命ずるに至らんかど告げし爲め沙汰止みとなりしことあり。(太宗實錄 後太宗王の十三年)我應永二十年明の成宗が船萬艘を發して日本を征せんことを朝鮮に告げし時に當りても、其國讎に報ゆるを快としながら、尙ほ日本との交通事實の明に知られん事と、道を其國に取られんこととを恐れたり。同十五年我應永廿二年七月倭寇の大に旅順口を侵し、後も、明成宗の怒つてこれを征するに於ては必ず助征の命あるべきことと、日本と交通して使節の絡繹たることとの知られて咎を蒙らんことを憚れり。(太宗實錄)

是等の事實を通考するに、朝鮮が明の援を假りて對馬を伐たんとするが如きは、朝

鮮の敢へて好むどころにあらざりしなり。故に應永の來寇に當りても、朝鮮は未だ嘗て事前にも事後にも明に告げし形跡を認めず。然れども明成宗は朝鮮と共に日本を伐つの意なきにあらざりしが如く、其臣觀音保が倭島如蓼葉小、若唐船與朝鮮船共伐則猶運手也と奏し、成宗もこれに動かされしが、俄にして江浙等の地に倭船八十隻來泊の報に接してこれを止めたりと傳へらるゝは、應永廿六年より僅々二年前なる同二十四年の事なりとす。太宗實錄十七年同五月甲子の條、故に明の朝鮮と兵を合せて來寇すとの事が朝鮮より威嚇的に我れに告げられしこと、斷じてこれなしと謂ふべからず。宗家がこれを誇大して來援を仰ぎしことも亦想像し得られざるにあらず。加之余輩は應永來寇の翌年日本國回禮使通事尹仁甫の復命中、日本が其明に遣し、使者の還りて、日本にして若し明に臣服せずば、朝鮮と共に討伐せんとの成宗の勅を告げしより、彼れに就いて切りに明の日本を伐たんとするの信否を搜るに力めし事ありといふを見て、一層明の朝鮮と共に對馬に來寇せりとの觀念を我れに與へし消息を窺ひ得べしとなすものなり。應永廿六年六月、明使呂淵等の來朝せしは固より朝鮮の來寇に關係なし。然るに義持が其京都に入るを許さず、我不要高我城、亦不要深我池、除路而迎之而已といふが如き頗る激越なる返牒を與へてこれを絶ちたりしは明

の來書の無禮なるにも依るべしとはいへ、又明の來寇を信じて昂奮したりしにも依りしならんか。

南蠻の來朝に至つては近く應永十五年六月若狹國小濱津に入港して其帝亞烈進卿より日本國王に對して象、鸚鵡、孔雀等の禮物を贈りしものあり。十一月の暴風に遭ひて、其船、中津濱に於て破壊したしりかば、翌年新たに船を造りて十月出帆歸航せり。其後同十九年六月南蠻船二艘再び小濱津に入港し、將軍に禮物を捧げて八月出帆せり。これ若狹國稅所今富名領主代々次第等の記すところなり。從來史家は其國王の名より察して亞刺比亞人ならんと推定するに似たり。然るに余輩は李朝實錄を見て此南蠻が瓜哇なることを知り得たるは快心の事に屬す。太宗實錄六年(我應永十三年)八月丁酉南蠻瓜哇國使陳彥祥全羅道群山島に至りて倭寇に掠められ、船中に搭載せる火鷄、孔雀、鸚鵡、鸚哥、沈香、龍腦、胡椒、蘇木、香藥材、蕃布皆掠奪せられ、六十人は虜にせられ、二十一人は戰死し、男女僅に四十人、死を脱れて上陸せり。此彥祥は是より先き、甲戌の年(我應永元年)にも朝鮮に來聘して朝奉大夫書雲副正の官を授けられしことあるものなり。(太宗實錄)是時彼れの議政府に呈せし書に據れば、彼れは本年五月十八日國王の命を承け物を齎らして朝鮮に赴くこととなり、同月廿二日船一隻に乗りて出帆せ

しが、閏七月一日群山島外に於て日本船十五隻に逢ひ相戦ひしも、衆寡敵せず、三日遂に其劫掠するところとなりしなり。朝鮮は憐んで衣糧を給し、小船一隻を以て其乗船に代へ、彼れは明年再渡を約して歸國せり。然るに日本の領海に入る頃より海水侵入し、加ふるに風波の爲めに、漂流して其船沈没し、漸く死を免れしかども、貨物は又倭寇に掠められたり。將軍これを憐み、使を遣して軍船一隻に乗り本國に送還せしめたり。應永十九年彦祥國王の命を承けて日本に赴謝せんとせしに、暴風に遭ひて其船破壊せし爲め本國に引返し、更に七月までに日本に來謝せんとして、四月先づ使を朝鮮に遣はし土物を進めて先年の恩誼を謝せり。太宗實錄而して應永十九年六月二十一日小濱津に入津せし南蠻鐵船二艘は此豫定の使命を果たせるものなり。瓜哇は即ち閩婆にして、是時明の藩屬となり、朝貢進賀の名の下に互市を行ひ、時としては海賊的行爲に出でしことありしが如し。此前後朝鮮にも來聘し、芝峯類説にも瓜哇古名閩婆、其國富饒、地廣人稠、爲東洋諸蕃之雄、男蓬頭、女椎髻、男必腰刀、刀極精利、刑無鞭朴、罪不問輕重、刃殺之、尙氣好鬪、顔色黝黑、獠頭赤脚、飲食無匙箸、啖蛇蟻虫、蝟與犬同寢食、不爲穢也、有水葬火葬、惟死者所欲、按唐史、南蠻驃國亦號閩利婆、國最富、王居以金爲甃、屋覆銀瓦、蓋是也との記事を載す。而して全島の民はマホメット教に浸潤してメツカに巡禮するも

の多く、氏名の如きも全然亞刺比亞風に從へり。これ亞刺比亞人説の起る所以なるも、實錄既に瓜哇人なりとの明文を存すれば、此疑を決すべく、彼大乘院寺社雜事記に見わたる天竺人ヒシリの子西忍の幼名ムスルも亞拉比亞名なるが故を以て、必ずしも亞拉比亞人なりと速了すべからざるべし。

當時所謂南蠻船の最近に日本及び朝鮮を見舞ひしことは文獻の徴すべきものこれに止まれりと雖ども、應永二十六年六月朝鮮が對馬を征するに當り、澁川道鎮は人を遣して朝鮮に告ぐるに、近者南蠻船の貴國に朝して賊に槍奪せられたれば、海邊に會して不虞に備へんとの事を以てし、朝鮮は其交隣の誼に厚きを謝せり。(世宗實錄)されば南蠻の支那朝鮮の往來に倭寇の侵害を蒙れるは一再到止まらざりしなるべし。而して其倭寇が對馬人たりしは世宗王の六年閏七月、瓜哇國使が倭寇の爲めに其船載の貨物を掠奪せられし後、九月對馬守護宗貞茂が使を朝鮮に遣して土物蘇木、胡椒及び孔雀を贈らしめしが、使者自ら是等の禮物の南蠻船を掠めて獲しどころなりと述べたりしにても知らるゝなり。(太宗實錄)南蠻が此事に依りて怨を倭寇に重ねるの一事は其明及び朝鮮と聯合して日本を攻むるの説を生せりとするも故なきことにはあらざるべし。されば朝鮮側の史料の記事に信を取らんとする余輩も此錯誤の間

には多少の根據あるを認むるものなり。

四 探題持範註進狀の價值批判

是に於て余輩は應永廿六年七月十五日附の探題持範の註進狀なるものゝ史料としての價值如何を批判せざるべからず。是時九州探題は澁川義俊にして持範にあらず。神明鏡には澁川滿範と改めたるも、滿範は澁川氏になくして一色氏にあり。而かも應永十六年に卒し、其子に持範あるも探題たりしことなし。これを古文書學上より觀察するに、此文書は註進狀の様式を備へざる異体のものなり。而して其文中所謂神變不思議の奇瑞を説くの邊頗る怪異に涉り、目撃者の註進としては固より信を置くべくもあらず。唯其當時の目錄たる看聞日記に載せられ、八月六日此註進狀の到達と共に、仙洞及び幕府に參賀するものゝ相次ぎし記事さへ見ゆるより、從來の史家は探題の人名及び文書の様式に疑を存しつゝも、尙ほこれに據らんとし、甚しきは適宜其人名を改めて強ひてこれを信せんとするものさへあり。未だ其書中の記事に就て其當否を審檢せしものあるを聞かざるなり。

此註進狀を以て朝鮮側の史料と對照するに、文中の日附に於ては互に相一致する

ものあり。即ち朝鮮の兵船の始めて對馬に達して第一戰の行はれしは六月二十日癸己にして、兩軍の決戰は同月廿六日己亥なり。而して後者が朝鮮軍の敗北に終り、部將數人を失ひしことも、略註進狀の記事と相符す。これに反して兩者の記事の互に相異なる著しき點は朝鮮側の史料が宗都熊丸を敵將となすに拘らず、註進狀には防禦軍を初めは探題及び少貳の兵のみなりしも、其苦戰に陥るに及んで九州の兵を徵し、廿六日一大決戰を試みたりとなし、全く宗家の事を言はざる一事なりとす。宗家の系圖記錄に據れば、是時敵に當りしは貞茂なり。宗慶の子頼茂出家して靈鑑といふ。貞茂は即ち其子にして、都都熊丸は貞茂の子貞盛なり。されば此點に於て亦朝鮮側の史料とも相合はず。

朝鮮側の史料に據れば、貞茂は朝鮮來寇の前年に歿せるなり。即ち彼は太宗王の十七年(我應永廿四年)九月より風病を發して、一時危篤に陥りしも、十八年の二月より病少しく愈りしかば、三月人を朝鮮に遣して藥を求め、朝鮮これを與へしに、四日貞茂歿せしを以つて、太宗王は彼れの生前朝鮮の爲めに群盜を禁せし功を思ひ、行司直李藝を對馬敬差官として對馬に遣し祭を致さしめ且つ厚賻を贈れり。(太宗實錄)九月對馬國守護代繁人を朝鮮に遣して禮曹に書を贈り、貞茂の嗣子都都熊丸の謝意を表せり。

世宗王の二年〔我應永廿七年〕十一月朝鮮に至りし都都熊丸の使者に従へば都都熊丸は少貳氏の膝下にありて未だ出づること能はず、貞茂の子宗俊は黜けられ、貞茂の弟熊壽は年少にして島事を主る人なかりしなり。宗氏はもと少貳氏の麾下より起つて對馬の地頭となり守護代となりて遂に守護となりしもの、其恩誼を蒙ること極めて深厚なり。滿貞が都都熊丸を鞠養保育するは寧ろ有勝の事なり、然れば朝鮮の對馬に來寇するに當つて少貳氏たるもの何ぞ袖手傍觀すべけんや。天地根元歴代圖には應永の外寇を太宰少貳退治之とさへ記せるを見る。世宗王の二年日本國回禮使通事尹仁甫の復命中少貳滿貞壹岐島主の怨言を洩らし、ことをいひ、就中滿貞は去年朝鮮の來つて我對馬島を攻めたれば、我れも亦兵船二三百を以て朝鮮の沿海數道を屠つて甘心せんといへりとの一條あり、其言餘りに露骨に過ぎて矯飾の疑なきにあらざると雖ども、其心事は蓋し相去る遠からざるものありつらん。少貳の出兵は殆んど疑を容るべからず。九州探題の如き亦然り。朝鮮は對馬壹岐を以て全く孤立せる倭寇の巢窟と認め、其對馬を伐つに決せる時も、九州の倭人を拘留驚擾せしむるを禁じ、九州節度使が朝鮮の對馬を征する本意を解せずして疑惑を生せんことを慮り、三軍都統使をして其兵船の出發後九州の使船を歸して九州に關係なきことを諭さしめたり。

れ甚しく我國狀に暗きの致すところなり、朝鮮が對馬に向つて東征の宣言をなせるは兵を加ふる前數旬前にして、探題に對しても亦略々同時にこれを告げ、敢て秘密に付せず。故に此急報幕府に達せしは五月にあり、對馬は如何に海賊を出だせりとも、我邊境に屬せり、固より敵の來寇を許すべきにあらず。且つ朝鮮は對馬を伐つに止まるといふも、進んで壹岐に逼り、更に南下して九州を侵さんも測り難し。將軍義持が大に驚き石清水宮に參籠して戰捷を祈りしと同時に、探題、少貳大内等諸氏に旨を傳へてこれに出兵を命せしや疑なし。余輩は防禦軍の中には必ず多少の九州、中國の兵士の參加を認めんとするものなり。唯彼等は朝鮮の無智に乗じて知らざるを粧ひ、戰後の參交戰中さへも平日の如くに好を通じつゝあり。義持さへも翌年十一月には書を贈りて、吾邦與貴朝於隔海之國最近、然而鯨波多險、不時嗣音非懈也といひて大藏經を求め、一辭半句も征戰の事に及ばず。却て世宗より去年對馬を伐てる理由を明かにして兩國の交通の永く渝ることなきを使者に諭したりき(世宗王實錄)

然れども翌年に至りて前探題澁川道鎮が朝鮮に書を致して其部下道林等十名を還さんことを請ひしのみならず、探題義俊、大内滿世、平滿景までが均しく同人等の刷還を請ひ、太宗王は道林等が眞に九州の人ならば送還するも可なりとの命を與へた

りしが、義俊、滿景等は尙ほ屢對馬人の拘留せられたるを還さんことを乞うて止まず。少貳滿貞の如きも對馬の屬臣の發還を請へることあり。是等は皆暗々裡に彼等と對馬戰との沒交渉にあらざりしを證するものにあらずや、故に註進狀の文字が多少誇張の嫌ありとする余輩も、此點に於ては大體其事實を得たるを承認せんと欲す。朝鮮の史料が敵を見て宗氏の兵のみとなすは當らず。

斯くの如く註進狀の前半の記事が事實に近きものあるに拘らず、後半神異を説く邊はこれを看聞日記の記事に照らして、廣田社家等の註進に依つて假托せられたる形跡あり。余輩思ふに、探題義俊の註進狀は別に存し、持範の註進狀は大體事實をこれに取りて、別に世上に喧傳せられたる怪異の説を附會し補綴して世に行はれたる一種の實際的讀物なるべきを、貞成親王これを得給うて其目錄に登せられしに過ぎざらん。當時街談巷説の盛んに行はれつゝありしは看聞日記の頭書に唐人合戰事實説不審云々、近日巷説端多とある程なるに、同書の此註進狀正説也との態とらしき附加へは適ま其眞面目に受取らざるものに對する一種の反抗と看做されざるにもあらざるなり。或は社家者流の惡戯ならんも知るべからず。

五 宗家側史料の不備

應永外寇に關する朝鮮側の史料が比較的に正鶴を得たるに反して對馬宗家側のその不備なるは遺憾と謂はざるべからず。宗家の呈譜に基ける寛永系圖傳宗家譜對馬國記には應永二十六年の外、同六年にも全く同事を舉げて兩次の來寇となすの失態を生じたりしが本朝通鑑も亦兩度の役として二十六年の來寇を五月に係けたり。享保十年宗家の藩士松浦允任の撰なる朝鮮通交大紀には應永二十六年己亥朝鮮莊憲王元年六月廿日に其將李從茂をして對馬を犯さしめたりしことを叙するは新に朝鮮側の史料に従ひしものと察せらる。されば寛政重修諸家譜にも、應永六年の一條を削りて同二十六年六月の事とせり。これ宗家寛政の呈譜に、寛永に上れる系圖はそのかみ戰國を去ること遠からず、校正も疎にして誤も亦少からず、今さゝぐるところは古系舊記に據り撰び置し所にして、頗る其正を得たりといへるに據りて、重修譜も多く此新呈の譜に従へるなり。然れども宗家が寛永以前に其正確なる家記を有せざりし事實は掩ふべくもあらず。寛永以後亦然り。余輩はこれが一例として其前後、應永二十六年の朝鮮來寇を以て貞茂の時となすを指摘せんとす。貞茂の應永二十五年

に病歿せしは太宗實錄の記事頗る詳悉にして更に疑ふべくもあらず。余輩は朝鮮側の史料の的確なる旁證として九州探題澁川滿賴入道道鎮義俊父子の繼承を擧げん。滿賴は先きに今川了俊に代りて九州探題たりしものなり、續群書類從系圖部に收むる澁川系圖滿賴の條下に九州探題兩度應永三年下向、同三十二年上洛、右兵衛佐、左近大夫將監應永十三年八月三日落髮、年三十五、法名道鎮、道號秀岳、文安三年三月十三日卒、年七十五、號瑞祥院、と記し、其子義俊の條下に應永二十五年、同三十二年没落と記す。然るに世宗實錄には二年我應永二十七年正月甲辰の條に九州總管源道鎮と書しながら、二月辛酉の條には九州前都元帥源道鎮と書したれば七月壬申朝鮮禮曹判書許稠の道鎮に答ふる書に承書知委任賢嗣、優游怡養云々といひ、又義俊に答ふる書に今足下善承父志、諭以永堅舊好云々といへるは既に更迭の行はれたるを證す。而して本曹於去歲之冬致書嚴君、九州境內諸州太守私自遣人似無體統、如有遣人行禮者、必受總管公書信以來、方許禮對云々といへるは去年の冬までは未だ此事なくして、本年正月二月の間に行はれしかと覺しく、これを以て具體的に系圖の少差をも正し得べきに似たり。

若し余輩の推定にして誤なしとせば、宗家の不備なる史料はたしかに朝鮮側の史

料に數籌を輸するものなり。高麗史以下の朝鮮側の史料を採りて比較的記述の妥當なりといはるゝ朝鮮通交大紀すら尙ほ應永の來寇を貞茂の代に係け、且つ貞盛の時朝鮮莊憲王(世宗王)が李藝を對馬に遣して嘉吉三年の癸亥約條を締結せしめたりしことを叙して、此時莊憲王我州に諭せし書二本あり、考として左に記すこと、諭對馬島書二通(各譯文を添ふ)を載せたるを見れば、其文意約條と相符せず。これを世宗王實錄に徵するに前者の宣旨若曰天之生斯民也、氣以成形、理亦賦焉云々は世宗王元年七月庚申兵曹判書趙末生が上王即ち太宗王の命を奉じて都都熊丸に致せる書にして、後者の宣旨若曰降衷康彝有生所同得云々は又同年十月己丑趙末生の世宗王の旨を承けて出だせるもの、共に嘉吉約條とは何等の關係なきを知り得べし。而して通交大紀第十代成職の條下に應仁二年戊子朝鮮惠莊王十四年我州を伐つの敎書あり、考として左に記すこと、收めたる征對馬島敎書も亦、世宗王元年六月壬午上王の敎書たるなり。

されば應永二十五年に歿したりし貞茂が翌年の朝鮮の來寇を興り知らざるは言ふを須るす。况んや貞茂之在對馬島也、威行諸島、向慕國家、禁制群盜、使不得數侵邊境、とて朝鮮太宗王より專使購祭を致されたる貞茂其人なるに於てをや。貞茂に對する今

次贈位の盛典が彼れの一生に於て如何なる勳績を追賞せられしものなりやは余輩の窺ひ知る限にあらずとはいへ、世間傳ふるが如き外寇撃攘の功に依らざりしことだけは余輩の信じて疑はざるところなり。

支那に於ける天主教の保護權に就て

文學士 矢野 仁 一

(一) 序 言

支那に於ける天主教(羅馬カソリック教)の保護權は支那の天主教の歴史に於て極めて重要な問題で、支那の典禮問題と合して一大紛擾を宗教界に惹起したことがあるのみならず、佛蘭西が葡萄牙の保護權を破り、自國の保護權を完成せむとして苦心經營したる顛末乃至最近獨逸が自國の宣教師に對する保護權を確立せむとして當時三國同盟の一たる伊太利と共に活動し、終に山東を三分し、南部山東に自國の保護權を確立し、膠州灣占領の原因を爲すに至りたる由來は、外交の歴史に於ても亦興